

令和 8 年度 第 1 回長野県公共事業評価監視委員会 議事録

日 時：令和 8 年 7 月 30 日（木） 9 時 30 分から 12 時

場 所：長野県庁議会棟 402 号会議室

1 開会

（事務局）

本日は、大変お忙しいところ御出席いただき、誠にありがとうございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和 8 年度第 1 回長野県公共事業評価監視委員会を開催いたします。

私は、本日の進行を務めます長野県総務部コンプライアンス・行政経営課の池田と申します。よろしくお願いいたします。

最初に、委員の委嘱につきまして、4 月 1 日付けで 11 名の皆様に委員を委嘱させていただきました。任期は 2 年間になります。よろしくお願いいたします。

次に、本日の委員会は、委員総数 11 名中、会場出席者数 6 名、オンライン出席者 5 名の合計 11 名の出席により過半数に達しておりますので、長野県附属機関条例第 6 条第 2 項の規定により、本委員会が成立しておりますことを御報告いたします。

なお、本日の委員会につきましては、長野県公共事業評価実施要領第 16 の 2 に基づき公開での開催となっております。

それでは、開会にあたりまして、総務部長の高橋寿明より、御挨拶申し上げます。

2 挨拶

（高橋総務部長）

本日は大変お忙しいところ御参加いただき、誠にありがとうございます。

総務部長の高橋です。それでは私より、令和 8 年度の第 1 回長野県公共事業評価監視委員会開催にあたりまして御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、県政の推進に対しまして、日頃よりそれぞれの立場から格別の御理解、御協力を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

また、この度は大変お忙しい中、長野県公共事業評価監視委員会の委員への就任を御快諾いただきまして、心より感謝を申し上げます。今後、それぞれのお立場から、専門的な御知見を賜りますようお願いいたします。

さて、県民の安全・安心な暮らしを支える道路、河川、砂防施設などの社会資本は、地域の発展や持続可能な社会の実現に欠かすことができない重要な基盤であり、一方で、近年は自然災害の激甚化、頻発化への対応に加えまして、人口減少や社会資本の老朽化への対応など、多くの課題に直面しております。こうした中、限られた財源の中で真に必要な事業を選択し、効果的かつ効率的に事業を進めていくことが求められます。そのため、公共事業の必要性や効果を客観的に検証し、事業の透明性と説明責任を確保する公共事業評価の重要性はますます高まってきているものと認識をしております。

今年度御審議をいただく対象案件は、新規評価 5 箇所、再評価 61 箇所、事後評価 12 箇所の計 78 箇所であります。そのうち再評価 1 箇所は安曇野市が実施する事業について、同市からの依頼に基づき、御審議をいただくものであります。本日は、これらの案件の概要について御説明いたします。委員の皆様におかれましては、専門的な見地から忌憚のない御意見御助言を賜りますようお願いいたします。結びに、本委員会の審議が実り多いものとなりますよう、お願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

3 委員紹介

(事務局)

本日が委員改選後、初めての審議会となりますので、お手元にお配りしてあります名簿の順に事務局から委員の御紹介を申し上げます。

株式会社 相互一級建築士、相野律子委員。

(相野委員)

昨年度に引き続き、務めさせていただきます。建築士会、長野支部から派遣をされました、相野と申します。よろしくお願いいたします。

(事務局)

信州大学教育学部 助教、内山琴絵委員。

(内山委員)

内山と申します。今年度から初めてということでお世話になりますが、よろしくお願いいたします。

(事務局)

長野工業高等専門学校 准教授、奥山雄介委員。

(奥山委員)

奥山です。昨年に引き続きお願いします。

(事務局)

長野大学 地域づくり総合センター 特任教授、熊谷圭介委員。

(熊谷委員)

長野大学の熊谷でございます。4期目になります。よろしくお願いいたします。

(事務局)

Web で参加いただいております、信州大学工学部 准教授、小山茂委員。

(小山委員)

信州大の小山です。前回から引き続き務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(事務局)

合同会社 ちいもり 代表社員、杉本由起委員。

(杉本委員)

杉本です。今年度から、参加させていただきます。よろしくお願いいたします。

(事務局)

Web で参加いただいております、信州大学経法学部教授、関利恵子委員。

(関委員)

信州大学の関理恵子でございます。引き続きとなります。よろしくお願いいたします。

(事務局)

同じく Web で参加いただいております、信州大学農学部 教授、堤大三委員。

(堤委員)

信州大学農学部の堤です。今年から初めて参加させていただきます。Web で失礼しますが、よろしくお願いいたします。

(事務局)

同じく Web で参加いただいております、信州大学工学部 教授、豊田政史委員。

(豊田委員)

信州大学豊田です。昨年に引き続きでよろしくお願いいたします。

(事務局)

同じく Web で参加いただいております、弁護士 堀内優香委員。

(堀内委員)

弁護士会からまいりました弁護士の堀内です。よろしくお願いいたします。

(事務局)

一般社団法人 ながの移動販売つなぎ局 代表理事、村上裕紀子委員。

(村上委員)

今回から初めて務めさせていただきます、村上と申します。あまり専門性はないですが、長く地域づくりや地域振興に関わってまいりましたので、その点でお役に立てればと思っております。よろしくお願いいたします。

(事務局)

以上の皆様でございます。よろしくお願いいたします。次に、県及び安曇野市の出席者ですが、高橋総務部長以下、出席者名簿のとおりです。なお、高橋総務部長は所要のため会議の途中で退出させていただきますので、御了承願います。

次に資料の確認をお願いいたします。本日の会議はペーパーレスで行います。会場の皆様はお手元のタブレット端末を御覧ください。オンライン参加の皆様は事前に送付させていただきました。☆印の当日説明資料のフォルダーをお開きください。本日の会議資料として順にファイルが保存しており、資料 1、追加資料として令和 8 年 7 月 24 日プレスリリース、資料 2 として審議箇所一覧と補足資料の 2 つのファイルがあります。この資料 2 の補足資料は、本日の各箇所の概要の説明に使用するもので、事前送付しました評価シートの一部を 1 つのファイルにまとめたものになっております。このほか、各箇所の評価シートの全体版が 78 ファイル、参考資料として長野県附属機関条例、実施要綱・要領を保存いたしました。

説明の際は、会場ではこちらのテレビ画面に説明資料を投影させ、また Web 参加の皆様には画面を同期させたいと思います。

会場の皆様は、タブレットの操作で御不明な点がございましたら、挙手によりお知らせいただきたいと思います。

次に、本日の日程ですが、進行は次第に沿って進め、終了は概ね 12 時としておりますので、円滑な進行に御協力をお願いします。

また、会議の議事録を作成することから、発言の際は最初にお名前をおっしゃっていただいてから御発言いただきますようお願いいたします。議事録につきましては、委員の皆様にご確認いただいた後、県公式サイトに公表することとしておりますので、御承知願います。

4 委員長選出

(事務局)

続きまして、委員長の選出に入ります。

委員長は、条例第5条第1項の規定により、委員が互選することとなっております。委員長の選出につきまして、委員の皆様から御意見はございますか。

(奥山委員)

私としましては、幅広く各種公共事業に精通し、昨年度の当委員会で委員長の職務代理として当委員会をまとめてくださった、熊谷委員を推薦したいと思いますがいかがでしょうか。

(事務局)

ただいま、奥山委員から、委員長に熊谷委員を推薦したいとの御意見がありました。皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

(事務局)

それでは、委員の皆様のご賛同によりまして、熊谷委員が委員長に選出されました。熊谷委員長、恐れ入りますが、委員長席へ御移動をお願いいたします。

本審議会の議長は、条例第6条の規定によりまして、熊谷委員長をお願いいたします。

それでは、委員長就任の御挨拶をいただいてから、会議の進行をお願いいたします。

(熊谷委員長)

ただいま、委員長に選任いただきました熊谷でございます。円滑かつ活発な審議が行われるよう努めてまいりますので、委員の皆様のご協力をお願いいたします。

本委員会は公共事業評価において第三者の立場から客観的に点検・確認を行う役割を担っており、県民の信頼につながる公共事業評価となるよう努めてまいりたいと考えております。

委員の皆様には忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げまして、私の就任の挨拶いたします。今後ともよろしくお願いいたします。

それでは議事に入る前に、条例第5条第3項の規定により、委員長職務代理者を委員長が指名することになっておりますので、私から指名をさせていただきます。職務代理者には、国の公共事業にお

いても技術的助言を行うなど、治山や砂防、土砂災害等に造詣が深く、また公共事業評価についてもいろいろ御経験があるとお聞きしております、信州大学の堤先生に、お願いしたいと思います。堤先生、いかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

（堤委員）

御指名いただきました。私は今年から、初めて参画させていただくことから、右も左もまだ分からない状態ではありますが、お役に立てるように努めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

（熊谷委員長）

どうもありがとうございます。それでは、堤先生に職務代理をお願いするということで、進めてまいりたいと思います。

5 議事

（1）公共事業評価について

（熊谷委員長）

以下、議事次第に沿いまして、議事を進めてまいりたいと思います。ここで、高橋総務部長は所要のため退席となりますので、御承知おきいただければと思います。

まず、（1）令和8年度公共事業評価について、事務局から説明をお願いいたします。

（神戸政策評価担当課長）

政策評価担当課長の神戸です。よろしくお願いいたします。

それでは、資料1を御覧ください。

1ページの1、「評価の目的」ですが、公共事業の一層の効率化・重点化、実施過程の透明性の向上を図ることとなります。2の「評価の種類」は、事業の実施段階に応じて、新規評価は、新たに着手しようとする箇所を妥当性・優先度の観点から評価、再評価は、事業採択後一定期間経過後も未着工の箇所等について事業の進捗状況や情勢の変化等を踏まえ対応方針を検討、事後評価は、事業完了後一定期間経過した箇所の事業効果の発現状況などの評価を行うものとなります。

2ページ 新規評価の実施フロー を御覧ください。着色してある長野県公共事業評価監視委員会が本委員会です。その左側、長野県公共事業評価委員会で決定しました県の評価案について御審議いただき、御意見を踏まえ県委員会で評価を確定させる、という流れになります。再評価と事後評価についても同様です。

4 ページは 実施スケジュールとなり、本委員会の詳細は、2 つ目の表にあります。本日の第 1 回委員会では対象箇所の概略を説明し、今後詳細な審議を行う箇所を決定いただきます。現時点では 8 月と 9 月の 2 回にわたってその審議を行っていただき、10 月中下旬を目途に意見をとりまとめ、11 月上旬頃に意見具申いただくスケジュールを想定しておりますが、改めて調整させていただきます。

5 ページは、昨年度の本委員会の御意見を踏まえた対応として、今年度の再評価においては、昨今の物価上昇に伴う資材費及び労務費の増額の考え方を、本資料のとおり統一いたしました。5 年前の令和 3 年度の新規評価時を基準に、それ以降の物価上昇率を各年度の資材費・労務費に乗じて物価高騰相当額を算定し、8 年度以降は同率で推移するものとして事業費に反映させておりますので、御承知おきください。

また、資料にはございませんが、昨年度の本委員会の御意見を踏まえ、この後に御審議いただく評価シートの様式についても 2 点改正を行っておりますので、御報告いたします。1 点目は、事後評価について、これまで合わせて評価していた直接的効果と間接的効果を分けるとともに、各項目の評価理由を分かりやすく御理解いただけるようにレイアウトを変更しました。2 点目は、再評価については、昨年度まで評価結果の一覧のみ公開していましたが、透明性の向上を図る観点から、本年度から様式を見直した上で評価シートも公表することとしております。

最後に、本日追加で御用意した資料を御覧ください。「追加資料」と書かれたファイルになります。7 月 24 日付けプレスリリースについての報告になりますが、県ホームページに掲載していた工事の入札情報等に、個人情報記載された図面が掲載されていたことが判明し、「1 事案の概要」の 3 段目の「また」以下にありますとおり、公共事業評価においても、評価シートの画面を拡大すると氏名等が判読できてしまう図面が使用されていることが確認され、現在ホームページ上での過去の評価シートの公開を停止しています。件数等は 2 に記載のとおりですが、2 ページ目の 4 の（4）に記載のとおり、個人情報の記載がない状態としたうえで、ホームページでの公開を順次再開する予定です。今後の評価においてもこのようなことが起きないように、再発防止に努めてまいります。

（熊谷委員長）

ただいまの説明に御質問がございましたらお願いいたします。

本公共事業評価監視委員会の位置付けや狙いについて、御説明があったかと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。Web 参加の委員の皆さん、よろしいでしょうか。

特に御質問がございませんでしたので、（1）公共事業評価についての御理解をいただいたということで、次に進めてまいりたいと思います。

（２）令和８年度公共事業評価（案）について

（熊谷委員長）

次に、（２）令和８年度公共事業評価（案）についてです。本日は各箇所の概要の説明を聞き、担当課ごとに質疑応答の時間を取ることとさせていただきます。

なお、本日の概要説明を踏まえ今後の審議会において詳細に審議を行ってまいります。本年度の審議案件は 78 箇所あり、これだけの案件数になると全箇所を詳細に審議することは難しいため、長野県公共事業評価実施要領の第 16 の規定により、詳細審議箇所を決定したいと思います。

詳細審議箇所の抽出については、全ての説明と質疑終了後に検討したいと思いますがいかがでしょうか。

それでは、事務局から順次対象事業の概要の説明をお願いします。最初に、全体について説明いただいた後、まずは道路管理課及び道路建設課の所管事業について一括で概略説明をお願いいたします。

（事務局）

事務局です。申し遅れましたが、Web で御参加いただいている委員の皆様につきましては、御発言されていない際はマイクをミュートにいただき、御発言の際にマイクをオンにいただきますようお願いいたします。また、映像につきましては、常時オンにいただきますようお願いいたします。御協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは説明の方に入ります。最初に全体については資料 2 の審議箇所一覧の方から御説明いたします。1 ページ目新規評価は長野県公共事業評価委員会での審議の結果、5 箇所すべて事業着手という評価になっております。2 ページから 4 ページ目の再評価対象箇所で、継続が 53 箇所、計画変更は 7 箇所でございます。なお、4 ページの最後の 61 番は、長野県公共事業評価実施要領に基づき、今回、安曇野市より再評価の審議の依頼がありますので、当委員会での審議をお願いする案件です。5 ページ目の事後評価については 12 箇所すべて A 評価となっております。

次に各課、箇所の概要は、資料 2 の補足説明資料のファイルで説明いたします。

まず、道路管理課、道路建設課について御説明いたします。1 ページ目の新規評価となります。市町村基幹道路整備事業（村）伊折線 柳瀬。村道伊折線は国道 148 号に接続し、南小谷駅、伊折集落を結び、複合拠点施設や役場へ繋がる生活道路である。また、姫川右岸の基幹道路の機能を有するとともに、体験交流施設への導線となる重要な路線である。しかし、一部区間は幅員狭小、線形不良であるため、道路築造工 850m を実施し、道路機能の改善と地域活性化を図りたい。これにつきましては、事前の質問がございますので、後ほど、説明させていただきます。

続きまして、2 ページ、3 ページ目を御覧ください。市町村基幹道路整備事業、（町）川向柳野線 木曽町 高瀬橋でございます。町道川向柳野線の高瀬橋は木曽川を渡河し、木曽川右岸道路と国道 19 号を

結ぶ橋梁であり、現橋の幅員が狭小であるため、橋梁架替を行う計画である。橋台及び橋脚の仮設土留工の施工方法の変更や、施工ヤード確保のための仮栈橋設置等から、事業期間を延長及び事業費を増額し、事業を継続したい。

続きまして、4 ページを御覧ください。これも市町村基幹道路整備事業でございます。事後評価です。小川村 鴨之尾橋。村道 20 号線は主要地方道長野大町線と鴨之尾・大川集落を結び、小川村中心部や長野市方面へアクセスする生活道路であるが、鴨之尾橋は幅員狭小かつ老朽化が著しく安全性に問題があった。事業の実施により、橋を架け替えたことで安全で円滑な交通を確保でき、地域住民からも安全性や利便性に関して評価をいただいたこと等から、総合評価 A が妥当と判断している。

続きまして、5 ページ目御覧ください。こちら事後評価です。道路環境対策（主）下諏訪辰野線 平出上町。主要地方道下諏訪辰野線は諏訪地域と伊那地域を結ぶ幹線道路であり、物流や生活道路として利用されているが、歩道幅員が狭小で通学児童にとって危険な状態であった。事業の実施により、歩道を整備したことで歩行者と車両の接触による事故の危険性が大幅に低下し、地域住民からも安全性に関して評価をいただいたこと等から、総合評価 A が妥当と判断している。

続きまして、道路建設課の説明になります。6 ページを御覧ください。再評価です。(国)141 号 南牧村海尻。国道 141 号は山梨県韮崎市から上田市へ至る幹線道路で、第二次緊急輸送道路及び重要物流道路の補完路としての役割を担っているが、幅員狭小で大型車のすれ違いが困難なため、拡幅改良を行う計画である。地質調査の結果による軟弱地盤対策の追加等から、事業期間を延長及び事業費を増額し、事業を継続したい。

続きまして、8 ページ、9 ページを御覧ください。再評価になります。(国)144 号 上田市湯ノ平橋。国道 144 号は群馬県長野原町と上田市を結ぶ幹線道路で第二次緊急輸送道路にも指定されているが、現道は幅員狭小、線形不良であるため、拡幅改良を行う計画である。橋梁工事の実施に伴い、想定以上の転石が出現し、その掘削及び破碎処理を行う必要が生じたこと等から、事業期間を延長及び事業費を増額し、事業を継続したい。

続きまして、10 ページ目、11 ページ目御覧ください。再評価でございます。(国)143 号 松本市～青木村 青木峠バイパス。国道 143 号は松本市と上田市を結ぶ幹線道路で第二次緊急輸送道路にも指定されているが、現道は幅員狭小、線形不良であるため、迂回するバイパスを整備する計画である。要対策土の処理や、地すべり対策の追加、幅員構成の見直しに伴うトンネル断面積の拡大等から、事業期間を延長及び事業費を増額し、事業を継続したい。

続きまして、12 ページ、13 ページを御覧ください。(国)152 号 飯田市 小嵐バイパス。国道 152 号は上田市と静岡県浜松市を結ぶ幹線道路で三遠南信自動車道の現道活用区間に位置付けられているが、現道は幅員狭小、線形不良であるため、迂回するバイパスを整備する計画である。掘削土が盛土材に

適さないことが判明し、その処理や不足土搬入が必要になったこと等から、事業期間を延長及び事業費を増額し、事業を継続したい。

続きまして、14 ページ目、15 ページ目を御覧ください。再評価でございます。(国)256 号 飯田市 下久堅バイパス。国道 256 号は岐阜県岐阜市と飯田市を結ぶ重要路線で、当区間は飯田市街地から三遠南信自動車道飯田上久堅・喬木富田インターチェンジへのアクセス道路として利用されているが、現道は幅員狭小、線形不良であるため、迂回するバイパスを整備する計画である。地すべり対策の追加等から、事業期間を延長及び事業費を増額し、事業を継続したい。

続きまして 16 ページ目、17 ページ目を御覧ください。再評価です。(国)403 号 長野市 関崎橋東。国道 403 号は長野市と須坂市を結ぶ重要路線で第二次緊急輸送道路にも指定されているが、現在の交差点は右折レーンが整備されておらず、渋滞や交通事故が多発しているため、道路改良を行う計画である。公団混雑地の解消に向けた手続きに時間を要することや、資材・労務単価の高騰の影響等から、事業期間を延長及び事業費を増額し、事業を継続したい。

続きまして、18 ページ、19 ページをお願いします。再評価です。(国)403 号 飯山市 木島平村～下木島。国道 403 号は飯山市と木島平村を結ぶ重要路線だが、現道は幅員狭小、変則五差路の交差点を有しているため、道路改良を行う計画である。物件調査結果に基づく補償費の増額や、追加補償物件の移転に時間を要すること等から、事業期間を延長及び事業費を増額し、事業を継続したい。

続きまして、20 ページ、21 ページ目を御覧ください。再評価です。南箕輪沢渡線 南箕輪村 神子柴。一般県道南箕輪沢渡線は南箕輪村と伊那市中心部を結ぶ主要な道路として機能しているが、現道は幅員狭小、歩道未整備であるため、道路拡幅改良を行う計画である。用地交渉に時間を要したことや、資材・労務単価の高騰の影響等から、事業期間を延長及び事業費を増額し、事業を継続したい。

続きまして、22 ページ、23 ページを御覧ください。再評価です。(主)飯田富山佐久間線 天龍村 松崎。主要地方道飯田富山佐久間線は飯田市と天龍村を結ぶ重要路線で第一次緊急輸送道路であるが、現道は幅員狭小、線形不良、法面崩落等による通行止めが多発しているため、迂回するバイパスを整備する計画である。地質調査の結果に基づき、法面崩壊等のリスクを回避する道路線形へ変更したこと等から、事業期間を延長及び事業費を増額し、事業を継続したい。

24 ページ、25 ページを御覧ください。再評価です。(主)開田三岳福島線 木曾町 小島トンネル。主要地方道開田三岳福島線は木曾町三岳地区と国道 19 号を結ぶ重要路線で第二次緊急輸送道路に指定されているが、現道は幅員狭小、線形不良であるため、迂回するバイパスを整備する計画である。トンネル掘削土の一部に重金属等の含有が確認され、その対策等により、事業期間を延長及び事業費を増額し、事業を継続したい。

26 ページ 27 ページを御覧ください。再評価です。(主)大町明科線 安曇野市 安曇野道路。主要地方道大町明科線は地域高規格道路「松本糸魚川連絡道路」の一部として、安曇野市内の新設区間を整備する計画である。関係機関協議により道路線形が変更になったことや、地質調査結果に基づく橋梁構造の変更、基準改定に伴う仮設工の追加等から、事業期間を延長及び事業費を増額し、事業を継続したい。

28 ページ、29 ページを御覧ください。再評価です。(一)内川姨捨(停)線 千曲市 内川。一般県道内川姨捨(停)線は千曲市の東西を結ぶ重要路線で小学校の通学路にも指定されているが、現道は幅員狭小、歩道未整備であるため、道路拡幅改良を行う計画である。物件調査結果に基づく補償費の増額等から、事業費を増額し、事業を継続したい。

30 ページ、31 ページを御覧ください。再評価です。(一)内川姨捨(停)線 千曲市 姨捨。一般県道内川姨捨(停)線は姨捨スマートインターチェンジと観光地等を結ぶ主要な路線として機能しているが、現道は幅員狭小で車両のすれ違いが困難であるため、道路拡幅改良を行う計画である。道路占用物件の移転協議に時間を要したことや、資材・労務単価の高騰の影響等から、事業期間を延長及び事業費を増額し、事業を継続したい。

32 ページ、33 ページを御覧ください。再評価です。(一)三才大豆島中御所線 長野市 北長池～大豆島。一般県道三才大豆島中御所線は長野市の外郭をなす長野環状道路・東環状線の一部を構成する重要路線であるが、慢性的な渋滞が発生しているため、4車線化の拡幅改良を行う計画である。用地交渉及び関係機関との調整に時間を要したことや、地質調査結果に基づく舗装構成の変更、物件調査結果に基づく補償費の増額等から、事業期間を延長及び事業費を増額し、事業を継続したい。

34 ページ、35 ページを御覧ください。再評価です。塩田仁古田線 上田市 中塩田。一般県道塩田仁古田線は上田市塩田と仁古田を結ぶ幹線道路で、通学路にも指定されているが、現道は幅員狭小、歩道未整備であるため、道路拡幅改良を行う計画である。関係機関との交差点形状の調整に時間を要したことや、資材・労務単価の高騰の影響等から、事業期間を延長及び事業費を増額し、事業を継続したい。

36 ページ、37 ページを御覧ください。(主)戸隠篠ノ井線 長野市 折橋(六地藏)。主要地方道戸隠篠ノ井線は長野市戸隠と篠ノ井を結ぶ幹線道路で、一部区間で幅員が狭く車両の通行に支障が生じている。詳細検討の結果、縦断修正に伴うすりつけが想定より長くなることが判明したことから、関係機関と協議した結果、幅員狭小区間の拡幅改良を実施することで合意が得られたため、計画変更したい。また、これに伴い、事業期間を延長及び事業費を減額したい。

38 ページを御覧ください。事後評価です。(主)大町麻績インター線 生坂村 山清路。主要地方道大町麻績インター線は、大北地域から筑北地域を経由し千曲市へ至る幹線路道路であるが、平成 19 年に大

規模な岩盤崩落が発生する等、安全性に課題があった。事業の実施により、落石危険箇所を迂回することで安全で円滑な交通を確保でき、地域住民からも安全性や利便性に関して評価をいただいたこと等から、総合評価Aが妥当と判断している。

こちらまでが、道路管理課、道路建設課の案件となります。御審議よろしく願いいたします。

事前に御質問いただいておりますので説明させていただきます。道路管理課の小谷村の柳瀬でございます。村上委員から事前に「費用便益比が対象外となっていますが、どういう場合に対象外となるのでしょうか」「本事業における対象外の理由は为什么呢か」との質問です。道路管理課から説明させていただきます。

(道路管理課)

対象外となる事業については、「事業の主目的に照らし、費用便益による評価が適当でない事業の場合」と記載されており、そのうちの一つとして、柳瀬のような市町村代行事業が対象外とされております。代行事業とは、過疎地域や特別豪雪地域など、人口や交通量が少ない市町村において、県が事業を代行して実施するものであります。このような事業の趣旨から、通常、費用便益によって事業の効率性を評価することは適当ではないと判断しております。また、代行事業は国の交付金を活用して事業を実施する予定となっております。通常、交付金事業や補助事業を実施する場合には、事業採択に当たりB/Cの算出を行いますが、代行事業につきましては、国の事業採択要件においても費用便益の算出は不要とされております。以上の理由から、柳瀬につきましては費用便益の算出対象外となっております。

(熊谷委員長)

御説明ありがとうございます。村上委員よろしいでしょうか？

(村上委員)

よく分かりました。

(熊谷委員長)

ただいま道路管理課及び道路建設課所管分の再評価17箇所、事後評価3箇所について、概要を御説明いただきました。

資料が大変膨大でございましたので、十分に御理解いただくのが難しい部分もあったかと思いますが、ただいまの説明につきまして、御質問や御意見がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。何分資料が膨大ですので、今後、御覧になってお気づきの点がございましたら、第2回、第3回の委員会までは、御質問を受け付けていただけるのではないかと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは次に、砂防課、河川課及び都市・まちづくり課の所管事業について、事務局の方から同様に御説明をお願いいたします。

(事務局)

砂防課所管事業には、一般的に砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業の3種類があります。一般の方には分かりづらいと思いますので、簡単に御説明させていただきます。基本的には、土砂災害と呼ばれる土砂移動現象の中に、土石流、地すべり、がけ崩れといったものがあり、それぞれに対応した事業が実施されているというイメージです。いわゆる砂防事業は、土石流に対応する事業であり、砂防堰堤等の設置により、土石流による被害の防止を図るものです。地すべりにつきましては、比較的緩やかな勾配の斜面において、土砂がゆっくり移動する土砂移動現象です。原因としては地下水等によるものが多く、地下水位を低下させる対策などを実施しております。急傾斜地崩壊対策事業、いわゆる急傾斜事業は、人家の裏手にあるような急勾配の斜面から発生するがけ崩れに対応する事業です。斜面下部に人家を保全するための防護柵を設置したり、斜面そのものを補強して崩壊を防止したりする対策が行われています。このように、土砂移動現象の種類に応じて事業を区分しており、これらを砂防関係事業として整理しておりますので、御理解いただければと思います。

それでは説明に入ります。39 ページを御覧ください。新規評価です。地すべり 梶池 小谷村 梶池。梶池は小谷村に位置し、地すべり対策を平成初期から実施し令和6年度までに完成したが、令和7年度に新たな地すべり性の動きがあり、地すべり防止施設の損壊が想定される他、集落や国道に甚大な被害を及ぼす可能性があるため、早急に地すべり対策を実施し、人家67戸と梶池高原スキー場等を保全したい。こちらについては、事前質問をいただいておりますので後ほど御説明いたします。

続きまして、40 ページを御覧ください。新規評価です。急傾斜(急)杉ノ越東山岸 筑北村 杉ノ越東山岸。杉ノ越東山岸は筑北村に位置し、最大勾配 49°、最大がけ高さ 141mの急傾斜地である。今後の豪雨等により斜面が崩壊した場合には甚大な被害を及ぼす可能性があるため、急傾斜地崩壊対策工を整備し、人家27戸、公民館等を保全したい。

続きまして、41 ページを御覧ください。新規評価です。砂防事業(砂)別所湯の入川 上田市 別所温泉。別所湯の入川は上田市に位置し、土砂災害特別警戒区域等に指定されている。渓床部は不安定土砂や流木が堆積しており、今後の豪雨等により土石流が発生する危険性があるため、砂防堰堤1基の新設、既設堰堤の改築を実施し、人家103戸、避難所、要配慮者利用施設等を保全したい。

続きまして、42 ページを御覧ください。新規評価です。砂防事業(砂)岩ノ沢川 阿智村 駒場。岩ノ沢川は阿智村に位置し、土砂災害警戒区域等に指定されている。渓床部は不安定土砂や流木が堆積しており、今後の豪雨等により土石流が発生する危険性があるため、砂防堰堤1基を設置し、人家55戸、緊急輸送道路である国道153号、要配慮者利用施設及び福祉避難所等を保全したい。

続きまして、43、44 ページを御覧ください。再評価です。砂防事業(砂)所沢 佐久市 苦水。所沢は佐久市に位置し、砂防堰堤を1基設置する計画である。現在は工事用道路の一部に着手している。事業着手後、付替道路について管理者と協議した結果、道路線形に変更が生じ、その用地交渉が難航したため、事業期間を延長し、事業を継続したい。

続きまして、45、46 ページを御覧ください。再評価です。砂防事業(砂)赤津川 諏訪市 普門寺。赤津川は諏訪市に位置し、砂防堰堤3基及び溪流保全工を整備する計画である。赤津川3の堰堤適地にガスパ管が埋設されており、移設検討や関係者調整に不測の日数を要し、設計完了が遅れる見込みであるとともに、資材・労務単価の高騰の影響から、事業期間を延長及び事業費を増額し、事業を継続したい。

続きまして、47、48 ページを御覧ください。再評価です。砂防事業(砂)大沢川下 諏訪町 高木。大沢川は下諏訪町に位置し、砂防堰堤1基を整備する計画である。高木橋架替に伴い通園・通学時間の工事車両通行制限を求められたことによる作業効率の低下や、付替道路の掘削土が不良で土砂の入替や有償処分が生じること等から、事業期間を延長及び事業費を増額し、事業を継続したい。

続きまして、49、50 ページを御覧ください。再評価です。砂防事業(砂)堀久保沢 諏訪市 角間新田。堀久保沢は諏訪市に位置し、砂防堰堤1基及び管理用道路を整備する計画である。地質調査により軟弱地盤が判明し、堰堤構造の見直し及び地盤改良工の追加等が必要となったこと等から、事業期間を延長及び事業費を増額し、事業を継続したい。

続きまして、51、52 ページを御覧ください。再評価です。砂防事業(砂)山吹沢 諏訪市 大和。山吹沢は諏訪市に位置し、砂防堰堤1基、管理用道路及び工事用道路を整備する計画である。堰堤部及び堆砂敷の用地買収に係る地権者交渉で条件が折り合わず、用地交渉に不測の日数を要したとともに、資材・労務単価の高騰の影響から、事業期間を延長及び事業費を増額し、事業を継続したい。

続きまして、53、54 ページを御覧ください。再評価です。砂防事業(砂)唐沢川 駒ヶ根市 東伊那。唐沢川は駒ヶ根市に位置し、2号堰堤及び5号堰堤の砂防堰堤2基を整備する計画であり、現在、2号堰堤は完成し、5号堰堤工及び管理用道路工を進めている。残る5号堰堤工と管理用道路工において、資材単価及び労務単価の高騰が生じたことから、事業費を増額し、事業を継続したい。

続きまして、55、56 ページを御覧ください。再評価です。砂防事業(砂)藤内沢 箕輪町 上古田。藤内沢は箕輪町に位置し、透過型砂防堰堤1基を整備する計画である。管理用道路のルートについて、景観保護の観点から地元調整が必要となり、当初計画から右岸側へルートを見直すことで地元と合意したこと等から、事業期間を延長及び事業費を増額し、事業を継続したい。

続きまして、57、58 ページを御覧ください。再評価です。砂防事業(砂)矢口 辰野町 北大出。矢口は辰野町に位置し、透過型砂防堰堤1基を整備する計画である。管理用道路に至る町道が狭隘で、普通

車とのすれ違いが困難なため地元調整を行い、右岸側を経由するルートへ変更したこと等から、事業期間を延長及び事業費を増額し、事業を継続したい。

続きまして、59、60 ページを御覧ください。再評価です。砂防事業(砂)南沢 伊那市 平沢。南沢は伊那市に位置し、砂防堰堤を 1 基設置する計画である。現在は砂防堰堤工に着手している。当初は既設堰堤の改築を計画したが、老朽化により安定性に問題があることが判明したため、下流約 40m の位置に堰堤を新設すること等から、事業期間を延長及び事業費を増額し、事業を継続したい。

続きまして、61、62 ページを御覧ください。再評価です。砂防事業(砂)槇立沢 平谷村 起畑。槇立沢は平谷村に位置し、砂防堰堤 1 基及び管理用道路を整備する計画である。当初は取水施設上流側に堰堤を配置する計画であったが、現地踏査で崩壊跡地が確認され、下流側への配置変更と取水施設移設が必要となったこと等から、事業期間を延長及び事業費を増額し、事業を継続したい。

続きまして、63、64 ページを御覧ください。再評価です。砂防事業(砂)千石沢 松本市 中山。千石沢は松本市に位置し、砂防堰堤 3 基を設置する計画である。当初は残土を他工事で再利用予定だったが、不適土と判明した。また、流木も伐採補償から取得補償へ変更する必要性が生じたこと等から、事業期間を延長及び事業費を増額し、事業を継続したい。

続きまして、65、66 ページを御覧ください。再評価です。砂防事業(砂)堂の入沢 塩尻市 堂の入。堂の入沢は塩尻市に位置し、堆積工 1 基を設置する計画である。当初計画の砂防堰堤 2 基から、共有地の相続人多数により用地買収が困難なため堆積工 1 基へ計画変更したい。また、地下水への影響で調査・補償も必要となったこと等も含め、事業期間を延長及び事業費を増額したい。

続きまして、67、68 ページを御覧ください。再評価です。砂防事業(砂)矢ノ口沢 千曲市 倉科。矢ノ口沢は千曲市に位置し、砂防堰堤 1 基及び管理用道路を整備する計画である。現在は用地取得が完了し、管理用道路及び砂防堰堤工等を進めている。土砂搬入先の変更により運搬距離が長くなったこと等から、事業期間を延長及び事業費を増額し、事業を継続したい。

続きまして、69、70 ページを御覧ください。再評価です。砂防事業(砂)内山沢 須坂市 豊中。内山沢は須坂市に位置し、砂防堰堤 2 基を設置する計画である。詳細設計段階で猛禽類の飛翔が確認され、生態系への影響評価が必要となったこと等から、事業期間を延長及び事業費を増額し、事業を継続したい。

続きまして 71、72 ページを御覧ください。再評価です。砂防事業(砂)獅子沢 長野市 往生地。獅子沢は長野市に位置し、砂防堰堤 1 基を設置する計画である。当初は市道を工事用道路として利用する計画であったが、堰堤の地質調査で基礎処理が必要なことが判明し、市道幅員不足により、新たに工事用道路の築造が必要となったこと等から、事業期間を延長及び事業費を増額し、事業を継続したい。

続きまして、73、74 ページを御覧ください。再評価です。砂防事業(砂)太田沢 長野市 安茂里。太田沢は長野市に位置し、砂防堰堤 2 基を設置する計画である。地形測量により、当初計画の砂防堰堤 1 基では施設効果量が不足することが判明したため、2 基設置へ計画変更したい。また、これに伴い、事業期間を延長及び事業費を増額したい。

続きまして、75、76 ページを御覧ください。再評価です。砂防事業(砂)唐沢 長野市 山新田。唐沢は長野市に位置し、砂防堰堤を 2 基設置する計画である。住民説明で地下水への影響懸念が示され、状況把握のため地下水の基礎調査が必要となったこと等から、事業期間を延長及び事業費を増額し、事業を継続したい。

続きまして、77、78 ページを御覧ください。再評価です。砂防事業(砂)水無の沢 野沢温泉村 豊郷。水無の沢は野沢温泉村に位置し、砂防堰堤を 1 基設置する計画である。地形測量の結果、当初計画位置の地形に差異があり設置困難であることが判明したため、上流側へ配置を変更したこと等から、事業期間を延長及び事業費を増額し、事業を継続したい。

続きまして、79、80 ページを御覧ください。再評価です。砂防事業(砂)栃平沢 筑北村 栃平。栃平沢は筑北村に位置し、既設砂防堰堤の嵩上げ及び流木補足工を設置する計画である。林道復旧に伴う盛土材の石灰改良、コンクリートの温度ひび割れ対策、チップング工法変更等を行う必要が生じたこと等から、事業期間を延長及び事業費を増額し、事業を継続したい。

続きまして、81、82 ページを御覧ください。再評価です。砂防事業(砂)矢沢 長野市 瀬脇。矢沢は長野市に位置し、砂防堰堤を 2 基設置する計画である。現在は 1 号砂防堰堤が完成している。2 号堰堤着手の際、了解を得られていた用地において用地交渉が難航したため、堰堤位置を計画変更したい。また、これに伴い、事業期間を延長及び事業費を増額したい。

続きまして、83、84 ページを御覧ください。再評価です。砂防事業(砂)瀬戸川 小川村 高府。瀬戸川は小川村に位置し、砂防堰堤を 3 基設置する計画である。事業採択後の令和 4 年 8 月豪雨により、当溪流で複数の土砂崩落及び土石流が発生したことから、崩壊が発生した箇所を優先的に実施するとともに、施設配置計画等を計画変更したい。また、これに伴い、事業期間を延長及び事業費を増額したい。

続きまして、85、86 ページを御覧ください。再評価です。地すべり(地)沓掛 青木村 沓掛。沓掛は青木村に位置し、集水井及び横ボーリングを設置する計画である。地すべり観測において、F ブロックのすべり面付近でひずみの累積が確認され、新たな地すべりが発生する危険が高まった。これに伴い、調査・設計及び追加工事が必要となること等から、事業期間を延長及び事業費を増額し、事業を継続したい。

続きまして、87、88 ページを御覧ください。再評価です。地すべり(地)福島 天龍村 福島。福島は天龍村に位置し、横ボーリング及びアンカー工等を実施する計画である。地すべり観測の結果、水位低下は見られるものの、すべり面及び浅層でのひずみや変状が観測された。これに伴い、調査・設計及び追加工事が必要となること等から、事業期間を延長及び事業費を増額し、事業を継続したい。

続きまして、89、90 ページを御覧ください。再評価です。地すべり(地)小松原 長野市 小松原。小松原は長野市に位置し、抑止杭工、アンカー工、横ボーリング工等を設置する計画である。対策工として鋼管杭工、滑落崖法面工等を実施してきたが滑落崖の一部において新たな地すべり性の崩壊が発生した。これに伴い、調査・設計及び追加工事が必要となることから、事業期間を延長及び事業費を増額し、事業を継続したい。

続きまして、91、92 ページを御覧ください。再評価です。地すべり(地)高鼻 安曇野市 高鼻。高鼻は安曇野市に位置し、集水井工、集水ボーリング等を設置する計画である。これまで対策工を進めてきたが、Cブロック末端部の経年侵食が著しく、降雨による土砂流出が継続して地すべり発生のおそれがある。これに伴い、調査・設計及び追加工事が必要となることから、事業期間を延長及び事業費を増額し、事業を継続したい。

続きまして、93、94 ページを御覧ください。再評価です。急傾斜(急)染谷 上田市 染谷。染谷は上田市に位置し、吹付砕工を設置する計画である。地質調査及び斜面安定解析の結果、当初予定の吹付法砕工から、連続繊維補強土工と鉄筋挿入工を併用する工法へ計画変更したい。また、これに伴い、事業期間を延長及び事業費を増額したい。

続きまして、95、96 ページを御覧ください。再評価です。急傾斜(急)田島 根羽村 田島。田島は根羽村に位置し、吹付砕工を設置する計画である。地質調査の結果、著しく風化した層が想定より厚く、安定した地盤まで鉄筋を定着させる必要があるため、鉄筋挿入工の追加を計画変更したい。また、これに伴い、事業期間を延長及び事業費を増額したい。

続きまして、97 ページを御覧ください。事後評価です。急傾斜(急)小野入 上田市 小野入。小野入は上田市に位置し、勾配 32 から 38°、がけ高さ約 110m の急傾斜地である。事業の実施により、崩壊土砂等から人家 11 戸、避難所の鳥屋公民館、市道 158m を保全することができ、地域住民からは安全性や安心度の向上に関して評価をいただいたこと等から、総合評価 A が妥当と判断している。

続きまして、98 ページを御覧ください。事後評価です。砂防事業(砂)前山沢 須坂市 八町。前山沢は須坂市に位置し、一級河川鮎川に流入する溪床勾配約 14 度の急流で、下流部は土砂災害警戒区域に指定されている。事業の実施により、土砂災害から人家 57 戸、県道及び障がい者支援施設等を保全することができ、地域住民からは安全性や安心度の向上に関して評価をいただいたこと等から、総合評価 A が妥当と判断している。

砂防課の案件はここまでです。これから河川課に入ります。99、100 ページを御覧ください。再評価です。河川事業 (一)岡田川 長野市 篠ノ井。岡田川は長野市に位置し、過去数度、河川氾濫による浸水被害が発生していることから、護岸工及び排水機場を整備する計画である。事前ボーリング調査による工法の再検討や、隣接市道・家屋への影響を低減させるための対応が必要になったこと等から、事業期間を延長及び事業費を増額し、事業を継続したい。

続きまして、101、102 ページを御覧ください。再評価です。河川事業 (一)求女川 東御市 田中。求女川は東御市に位置し、過去数度、河川氾濫による浸水被害が発生していることから、護岸工等を整備する計画である。工事に伴う振動・騒音の発生に関して地元との調整が必要になったことや、鉄道直下部の補助工法である薬液注入工が増えたこと等から、事業期間を延長及び事業費を増額し、事業を継続したい。

続きまして、103、104 ページを御覧ください。再評価です。河川事業 (一)皿川 飯山市 北町。皿川は飯山市に位置し、令和元年東日本台風の際の堤防決壊により甚大な浸水被害が発生したことから、河川改修を行う計画である。鉄道事業者との協議による仮締切工の追加や、支持力確保のための鋼矢板基礎の追加等から、事業期間を延長及び事業費を増額し、事業を継続したい。

続きまして、105、106 ページを御覧ください。再評価です。河川事業 (一)黒沢川 安曇野市 黒沢。黒沢川は安曇野市に位置し、過去数度、河川氾濫による浸水被害が発生していることから、調節池の設置及び下流水路との接続を行う計画である。調節池の土工量の変更や、管理設備の遠隔化等から、事業期間を延長及び事業費を増額し、事業を継続したい。

続きまして、107 ページを御覧ください。事後評価です。河川事業 (一)武井田川 諏訪市 豊田。一級河川武井田川の流域は、軟弱地盤の沈下による流下能力の低下により、度々浸水被害が発生していた。事業の実施により、その後の豪雨においても保全対象である人家約 800 戸、小学校、市道等に被害が発生しておらず、地域住民からも安全性に関して評価をいただいたこと等から、総合評価 A が妥当と判断している。

河川課の案件はここまでです。続きまして都市・まちづくり課の案件です。108、109 ページを御覧ください。再評価です。街路事業 (都)若宮線 千曲市 若宮。都市計画道路若宮線は長野市と上田市を結ぶ幹線道路で、災害時の緊急輸送路や観光支援の役割を担っているが、現道は狭く歩道が未整備で危険なため、バイパス整備を行う計画であり、現在は事業の 94%が完了している。資材・労務単価の高騰の影響等から、事業費を増額し、事業を継続したい。

続きまして、110、111 ページを御覧ください。再評価です。街路事業 (都)県庁篠ノ井線 長野市 川中島～篠ノ井。都市計画道路県庁篠ノ井線は幅員が狭小で右折車線が未整備であることから渋滞が常

態化しているため、交差点部の改良を実施する計画である。用地補償内容の変更等から、事業期間を延長及び事業費を増額し、事業を継続したい。

続きまして、112、113 ページを御覧ください、再評価です。街路事業(都)芳野双葉線 松本市 双葉。都市計画道路芳野双葉線は松本市立地適正化計画における都市機能誘導区域内に位置しており、整備により隣接する他の都市計画道路と一体となって駅アクセス及び迂回路確保を担う計画である。物件調査の結果、補償費用の増額やその交渉等に時間を要したこと等から、事業期間を延長及び事業費を増額し、事業を継続したい。

続きまして、114、115 ページを御覧ください。再評価です。街路事業(都)赤砂東山田線 下諏訪町 東山田。都市計画道路赤砂東山田線は、東西に走る県道や国道 20 号等の幹線街路を連結する役割を担う道路であり、本路線の整備により、周辺道路の交通分散や交通の円滑化を図る計画である。軟弱地盤対策や工作物移設補償の追加等から、事業期間を延長及び事業費を増額し、事業を継続したい。

続きまして、116 ページを御覧ください。事後評価です。街路事業(都)飯田中津川線 飯田市 知久町。都市計画道路飯田中津川線は飯田市中心部と環状道路を結ぶ重要路線で、飯田 I C へのアクセスや通学路として利用されているが、幅員狭小や危険な踏切等により安全性に問題があった。道路拡幅及び歩道新設により、円滑な交通と歩行者の安全確保が図られ、地域住民からも安全性や利便性に関して評価をいただいたこと等から、総合評価 A が妥当と判断している。

これで、砂防課、河川課、都市・まちづくり課の案件は以上です。先ほど申しましたが、樺池地すべりについて、事前質問が来ていますので、説明させていただきます。「保全人家となっているエリアは白馬村地籍になると思いますが、本事業について白馬村からの要望や県から白馬村への事業説明の経緯はあるのでしょうか。」ということで、砂防課から説明をお願いいたします。

(砂防課)

白馬村からの要望はございません。地すべりが発生した場合に、実際に直接的な被害を受けるのは、スキー場が所在する小谷村であることから、小谷村からのみ要望をいただいております。なお、白馬村に対しましては、この地域の砂防事業を所管する姫川砂防事務所から、本事業の目的について説明を行っております。以上です。

(熊谷委員長)

砂防課関係では、新規評価 4 箇所、再評価 27 箇所、事後評価 2 箇所、それから河川課関係では、再評価 4 箇所、事後評価 1 箇所について御説明いただきました。また、都市・まちづくり課所管の街路事業につきましては、再評価 4 箇所、事後評価 1 箇所について御説明いただきました。かなり多くの

案件について御説明いただきましたが、これらについて一括して御質問や御意見をお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

それでは、杉本委員、お願いいたします。

(杉本委員)

事前に申し上げられず申し訳なかったのですが、14 番の内山沢（須坂市豊丘）についてお伺いします。猛禽類調査により 2 億円増額となっておりますが、仮に 365 日調査を実施したとしても、単純計算で 1 日当たり約 32 万円となり、やや高額ではないかと感じました。この費用については、どのような積算に基づいて算出されているのでしょうか。

(砂防課)

猛禽類調査そのものについては積算を行っておりますが、この調査は短期間で完了するものではなく、長期間にわたって実施する必要があります。そのため、単年度の調査費用ではなく、複数年にわたる調査期間全体を見込んだ上で、現時点の金額を算出しております。

(杉本委員)

私は以前、他県で勤務していたことがあるのですが、その際、NPO から「猛禽類が生息しているので工事を中断すべきではないか」といった意見が出されたことがありました。そのときは、当該 NPO と連携を図りながら猛禽類調査を実施していたと記憶しております。調査にどの程度の費用がかかったかまでは承知しておりませんが、何かの参考になればと思い、お話しさせていただきました。

(砂防課)

実際に、県が実施している猛禽類調査につきましては、自然環境が豊かな地域で多く実施しておりますが、調査そのものはコンサルタントに委託して実施しているのが現状です。

(熊谷委員長)

ありがとうございます。

ほかに御質問や御意見はございますでしょうか。オンラインでご参加の委員の皆様、お願いいたします。

(堤委員)

信州大学の堤です。今回初めて参加させていただいており、まだ資料の見方等にも慣れていないのですが、一点教えていただきたいことがあります。砂防課や河川課に限った話ではないのですが、再評価における B/C の部分が、資料の 2 ページ目の冒頭に記載されているかと思います。この B/C の見方について、御説明いただけますと幸いです。

（事務局）

それぞれ、2 ページ目の上段に「費用対効果分析結果」という欄がございます。全体事業費の記載があり、その下に「残事業費」という項目がございます。これは、残っている事業費に対する便益を評価したものです。分かりやすく申し上げますと、事業が終盤に差しかかり、あとわずかな投資で効果を発現できるような場合には、残事業 B/C が高くなります。そのような場合は、事業を最後まで実施した方がよいのではないかと、いった評価につながるものです。また、総便益につきましては、事業ごとに便益の算定方法が定められており、各種マニュアル等に基づいて算出しております。例えば道路事業ですと、これまで 20 分かかっていた区間が、バイパスの整備によって 10 分に短縮される場合、その短縮された時間を便益として評価する「時間短縮便益」を算定しております。そのほかにも、安全性の向上による交通事故の減少などを便益として算定し、費用対効果を評価しております。

（堤委員）

ありがとうございます。県の御説明の内容は理解できました。ただ、例えば 109 ページの道路事業の事例を拝見しますと、このケースでは残事業の便益が総便益と同じになっています。つまり、残りの事業を最後まで実施しなければ便益が発現しないという前提で計算されているように見受けられます。そう考えると、残事業に対する B/C という指標がどの程度意味を持つのか、少し疑問に感じました。事業を途中でやめれば効果が発現しないので、最後まで実施しなければならないという結論になるのは当然とも思われ、残事業便益の考え方については若干の違和感があります。ただ、御説明いただいた指標の意味自体は十分理解できました。

別の点ですが、最初の地すべり対策の新規事業について伺います。39 ページに戻っていただけますでしょうか。この地すべり対策事業では、B/C が 1.09 と示されています。再評価案件については事業費などが比較的詳しく示されておりますが、新規事業につきましては、事業費は提示されているものの、便益がどのような考え方や算定方法によって算出されているのかが、私が見た限りでは分かりませんでした。見落としているだけかもしれませんが、その辺りについても分かるようになっているとよいと思いました。例えば、この事業の B/C は 1.09 であり、1.0 をわずかに上回る水準となっています。今後、人口減少等により保全対象が減少した場合には、便益も減少する可能性があるため、B/C が 1.0 を維持できるのかどうかという点も少し気になるところです。そのため、難しい面もあるとは思いますが、便益の算定根拠や前提条件について、もう少し詳細な情報を示していただけるとよいのではないかと感じました。

以上、私の意見です。

（事務局）

御意見ありがとうございます。地すべり対策事業である梅池地区につきましては、この後の詳細審議の中で、便益の算出方法や算定の考え方について御説明させていただきたいと思いますが、そのような対応でよろしいでしょうか。

（堤委員）

分かりました。便益の算出方法等の詳細につきましては、この後の詳細審議の中で御説明いただけるということでよろしいですか。

（熊谷委員長）

今回御質問いただいた箇所につきましては、2回目以降の詳細審議の対象となっております。2回目の委員会において、詳しく御審議いただくことになります。また、今回御指摘いただいた点は非常に重要なところですので、何かお気づきの点がございましたら、事務局の方で整理させていただければと思います。

それでは、ほかに御質問や御意見はございますでしょうか。私から、単純な質問で恐縮ですが、1点よろしいでしょうか。先ほど御説明いただいた案件の中で、「計画変更」ではなく「事業継続」とされているものの、内容を見ると計画の一部が変更されているように受け取れる箇所もありました。そこで、「計画変更」と「事業継続」の違いについて、御説明をお願いしたいと思います。

（事務局）

明確なルールが定められているわけではありませんが、例えば道路事業であれば、道路の幅員構成そのものが変更となる場合や、事業の根幹に関わる部分が変更となる場合については、「計画変更」と位置付けています。道路建設課の案件で1件ありましたが、当初計画では一定区間を改良する予定としていたものの、事業実施上の課題等もあることから、最もボトルネックとなっている区間に絞り、起終点を見直した上で集中的に整備を進めることとしました。このようなケースについては、「計画変更」としています。

また、砂防事業では、当初は砂防堰堤を3基整備する計画であったものの、用地交渉等のさまざまな事情により、1基の大型堰堤で対応することとした事例があります。このように、事業内容の根幹に関わる変更が生じた場合については、「計画変更」としています。

（熊谷委員長）

事業の根幹に関わる部分が変わった場合には、「計画変更」と位置付けるということですね。ありがとうございました。

ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。時間も限られておりますので、次に進みたいと思います。

それでは、農地整備課及び森林づくり推進課所管箇所につきまして、引き続き事務局から概要説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは資料 117、118 ページをお願いします。農地整備課の案件でございます。再評価です。中山間総合整理事業 上松町 ひのきの里。本地区は農業生産基盤整備及び農村生活環境整備により担い手による農業生産の支援や農村の振興を図るものであり、令和 8 年度末までに 1 工区を残して完了する見込みである。残工事の事業用地を再確認したところ、一部が相続未登記であることが判明し、その用地取得が難航したため、事業期間を延長し、事業を継続したい。

続きまして、119 ページ、120 ページをお願いします。再評価です。中山間総合整備事業 飯島 日曾利。本地区は農業生産基盤整備及び農村生活環境整備により、担い手による農業生産の支援や農村の振興を図るものであり、現在、農業用排水施設整備やほ場整備に着手している。埋蔵文化財試掘調査の結果、遺構が事業地全体に広がるものと判断され、本調査を実施する必要性が生じたため事業費を増額し、事業を継続したい。

121 ページ、122 ページをお願いします。再評価です。農村地域防災減災事業 長野市 千曲川沿岸更北。本地区は建設後 50 年以上経過した排水機場を適切な排水能力を備えた設備に改修するものであり、現在、全体 2 箇所中 1 箇所の改修に着手している。河川管理者との詳細協議の結果、本体工事及び仮設工事に変更が生じるほか、労務資材単価の高騰の影響により、事業期間を延長及び事業費を増額し、事業を継続したい。

123 ページ、124 ページをお願いします。再評価です。農村地域防災減災事業 佐久市 香坂ダム。本地区は建設後 40 年以上経過した農地防災ダムを改修するものであり、現在、管理棟改修等が完了している。近年頻発している豪雨の影響により、土砂吐ゲート周辺に当初想定以上の堆砂が生じており、対策の検討や調査業務のほか、労務資材単価の高騰の影響により、事業期間を延長及び事業費を増額し、事業を継続したい。

125 ページ、126 ページをお願いします。再評価です。農村地域防災減災事業 小海町 小海原 2。本地区は、建設後 50 年以上経過した国道・JR・千曲川等を横断する幹線管路を改修するものであり、現在、管路工に着手している。事業用地を再確認したところ、一部が相続未登記であり、用地取得が困難なため計画路線位置の見直しが必要となったことから、事業期間を延長及び事業費を増額し、事業を継続したい。

続きまして、127 ページ、128 ページをお願いします。再評価です。畑地帯総合土地改良事業 長野市 川田長原。本地区は、建設後 30 年以上経過した畑かん施設を改修するものであり、令和 8 年度末までに主要工事である管水路工等は完了する見込みである。受益面積の増に伴い末端配管延長が増となるほか、老朽化した深井戸の更新、労務資材単価の高騰の影響により、事業期間を延長及び事業費を増額し、事業を継続したい。

続きまして、129 ページ、130 ページをお願いします。再評価です。畑地帯総合土地開発事業 塩尻市 洗馬妙義Ⅱ期。本地区は、建設後 40 年以上経過した畑かん施設及び農道を改修するものであり、現在、畑かん施設と農道工に着手している。農道の改修にあたり現地を調査したところ、軟弱地盤であることが判明し、工法変更が必要となったほか、労務資材単価の高騰の影響により、事業費を増額し、事業を継続したい。

続きまして、131 ページ、132 ページをお願いします。再評価です。畑地帯総合土地改良事業 小海町 小海原。本地区は、建設後 40 年以上経過した畑かん施設及び農道を改修するものであり、現在、畑かんがい施設及び用水路工が完了している。近年頻発している豪雨により、農道を流れる排水が周辺農地に流入する被害が生じており、浸水被害に対応可能な水兼道路の増工が必要となったため、事業期間を延長し、事業を継続したい。

続きまして、133 ページをお願いします。事後評価です。地すべり対策 長野市 天間芦沢。本地区は地すべり防止施設を整備し、背後農地の安定化と地すべり発生防止を図るものである。事業の実施により、地すべり被害から人家 28 戸、農地 20.7ha、県道等を保全することができ、地域住民からは安全性や安心度の向上に関して評価をいただいたこと等から、総合評価 A が妥当と判断している。

続きまして、134 ページをお願いします。事後評価です。農村地域防災減災事業 伊那市 伊那。本地区は中央自動車道を横断する水路橋の耐震補強整備を行うことで、農業用水の安定供給及び施設の安全確保を図るものである。事業の実施により、高速道路の機能障害や事故の要因を未然に防止することができ、施設管理者からは安全性の向上に関して評価をいただいたこと等から、総合評価 A が妥当と判断している。

続きまして、135 ページをお願いします。事後評価です。中山間総合整備事業 上田市 殿城。本地区は農業生産基盤整備及び農村生活環境整備により農業経営の安定や農村の振興を図るものである。事業の実施により、耕作放棄地の解消、農業経営の安定及び都市交流人口の増加が図られ、地域住民からも生活環境改善や棚田オーナー数の増に関して評価をいただいたこと等から、総合評価 A が妥当と判断している。

続きまして、136 ページをお願いします。事後評価です。経営体育成基盤整備事業 富士見町 大平。本地区は基盤整備により耕作条件の改善と新たな担い手への農地集積を図るものである。事業の実施

により、担い手への農地集積及び農業・観光・工業の連携による地域の活性化が図られ、地域住民からも営農の効率化、経済性の向上及び雇用創出に関して評価をいただいたこと等から、総合評価 A が妥当と判断している。

森林づくり推進課の案件です。135 ページをお願いします。事業評価です。治山事業 安曇野市 田沢。当該地区は安曇野市の J R 篠ノ井線田沢駅東側の急峻な斜面に位置し、昭和 57 年及び平成 21 年に山腹崩壊が発生した。事業の実施により人家 35 戸、J R 篠ノ井線、国道 19 号等への被害を防止でき、地域住民からの評価が高く県産材の利用拡大に資する施工事例であることから、総合評価 A が妥当と判断している。

(熊谷委員長)

御説明ありがとうございました。農地整備課所管の関連事業につきましては、再評価 8 箇所、事後評価 4 箇所、また、森林づくり推進課所管事業につきましては、新規評価 1 箇所について御説明をいただきました。ただいまの説明につきまして、御質問や御意見がございましたらお願いいたします。

(杉本委員)

林務部の田沢地区についてお伺いします。資料によりますと、昭和 57 年と平成 21 年に 2 度崩壊が発生しているとのこと。今回の事業については、事業費の縮減も図られており、地域からの評価も高いことから、事後評価としては A 評価に相当するものと理解しております。一方で、過去に 2 度の崩壊が発生していることを踏まえ、それぞれの崩壊についてどのような原因で発生したと分析されているのか、また、その結果を今回の事業にどのように反映しているのかについてお伺いしたいと思います。つまり、将来的な崩壊リスクに対して、今回の対策により十分な安全性が確保されているのか、また、3 度目の崩壊を防ぐためにどのような考え方で事業を実施されたのかについてお聞かせいただければと思います。

(森林づくり推進課)

御質問いただきました崩壊についてですが、基本的には降雨や豪雨により土壌が多くの水分を含み、斜面が不安定となって崩壊しやすくなることが主な要因であると考えております。

2 度崩壊の後には治山事業を実施しており、その結果、対象箇所の山地は安定した状態となっております。3 回目の崩壊については拡大崩壊、治山事業をやっていなかったところについて崩壊する可能性があると考えております。このため、現地の山地状況を十分に調査した上で、必要な箇所には法枠工や土留工を施工し、基準に則り対策を実施しております。

(杉本委員)

微地形図等を拝見したところ、上部に豊科カントリー倶楽部があり、ちょうど崩壊が発生している箇所は地形的にも複雑な場所であると感じました。そのため、上部の道路からの排水などの影響は問題ないのかという点が少し気になりました。せっかく対策工事を施工されておりますので、人為的な構造物や土地改変に伴う水の流れが斜面へ影響を及ぼしていないかといった点について、改めて確認していただけると、より安心できるのではないかと思います。

以上、意見です。

(熊谷委員長)

何か補足の説明ございますか。

(森林づくり推進課)

おっしゃるとおり、上部には道路がございます。確かに排水による影響については十分留意する必要があると考えておりますので、道路の維持管理を行っている安曇野市とも調整を図りながら、今後とも継続して監視していく必要があると考えております。

(熊谷委員長)

事後評価案件ですので、今御指摘いただいたような内容についても、事後評価の中で点検・確認が行われているのでしょうか。また、そのような点検結果が評価内容に反映されている部分はあるのでしょうか。

(森林づくり推進課)

維持管理につきましては、県職員による定期的な点検・管理を実施しております。また、地震発生時には、必要に応じて緊急点検も実施しております。

(熊谷委員長)

ありがとうございます。また何かお気づきの点や御指摘等がございましたら、お願いいたします。

ほかに御質問、御意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、もう 1 件御説明いただいた後に、まとめて御質問・御意見をお受けしたいと思います。安曇野市建設事務所整備課所管事業につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

(事務局)

今、委員長から御説明がありましたとおり、今年度、安曇野市より 1 件、道路の再評価の審議依頼がありましたので、御説明させていただきます。

資料 138 ページ、139 ページをお願いします。再評価でございます。道路改築事業 市道 明科 4036 号線 安曇野市 明科中川手。市道明科 4036 号線は、主要地方道大町明科線地域高規格道路「松本糸魚川連絡道路」への国道 19 号線からのアクセス道路として、安曇野市内の区間を拡幅改良し整備する計画である。地質調査結果に基づく国道 19 号線の擁壁基礎工の追加、物価上昇に伴う資材費・労務費の増額から、事業期間を延長及び事業費を増額し、事業を継続したい。

（熊谷委員長）

ありがとうございます。ただいま御説明いただいた事業を含め、ここまで新規評価、再評価及び事後評価の全ての概要について御説明をいただいたかと思います。

これまでの説明全体を通して、御意見や御質問がございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（村上委員）

先ほど、砂防課の柵池地区の新規事業について質問させていただき、お答えもいただいたのですが、その際にコメントを申し上げないままとなってしまう、大変失礼いたしました。

この事業に対する白馬村からの要望はないとのことでしたが、一方で、姫川砂防事務所から白馬村に対して事業の説明を行っていただいているとのこと、ありがとうございます。なぜこのような質問をしたかと申しますと、受益地が自治体をまたがる事業については、事業実施箇所以外の自治体にとっても安心・安全の向上につながるものと考えているためです。今後、事業に着手される段階になりますが、小谷村で実施する事業が白馬村にとってもメリットのあるものであるということを、積極的に PR していただくことも有意義ではないかと思いました。この地域は「白馬バレー」として、自治体の枠を越えて一体的に観光地域づくりを進めておりますので、観光地の安心・安全という観点からも、関係する他の自治体に対して事業効果を発信していただくことは意義があるのではないかと思います。そのような趣旨で質問させていただきました。ありがとうございます。

（熊谷委員長）

ありがとうございます。ただいまの御意見につきまして、何かコメントはございますか。

（砂防課）

ありがとうございます。今後も、事業内容や事業効果について十分に御理解いただけるよう、情報提供が不足している点があれば、白馬村に対しても丁寧に説明してまいりたいと考えております。貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。

(熊谷委員長)

委員の皆様、ほかに御質問、御意見はございませんでしょうか。

本日は概要説明という形で御説明いただいておりますので、資料につきましても、お時間のある際に改めて御覧いただければと思います。また、第2回、第3回の委員会において詳細審議を予定しておりますが、詳細審議対象箇所以外の案件につきましても、御質問等がございましたらお受けできるかと思いますので、引き続き御確認、御検討いただければと思います。よろしくお願いいたします。

これは第4回委員会でお伺いする内容なのかもしれませんが、一点お聞きしたいと思います。個別の事業につきましては、それぞれ事業評価が行われており、事後評価についても全てA評価となっております。一方で、全体を見ますと、先ほどの御説明では、多くの事業で事業期間の延長や事業費の増額が生じているとのことでした。

こうした状況を踏まえた場合、県全体の予算運営や事業執行の観点から、それらが適切に管理されているかといった評価や検証は行われているのでしょうか。この委員会で議論する内容とは少し異なるのかもしれませんが、そのような視点での評価があるのかお伺いしたいと思います。

(事務局)

毎年、次年度予算を検討する段階で、財政面についても財政部局を含めて検討を行い、その内容を織り込んだ上で公共事業費を要求しております。

(熊谷委員長)

なるほど。そういった点については、予算編成の段階で確認・調整が行われているということですね。ありがとうございます。

それでは、議事次第(2)「令和8年度公共事業評価案」につきましては、ひとまず審議を終了させていただきます。

先ほども申し上げましたとおり、本日は概要説明となっておりますので、お時間がございましたら資料を改めて御確認いただき、引き続き御検討いただければと思います。また、御質問や御意見等がございましたら、今後の委員会においてお伺いできればと思います。よろしくお願いいたします。

(3) 詳細審議箇所の抽出について

(熊谷委員長)

続きまして、議事次第(3)「詳細審議箇所の抽出」について、審議に移りたいと思います。事務局において詳細審議箇所の抽出案を御用意いただいているようですので、まずはその内容について御提案をお願いいたします。

(事務局)

それでは、資料2「詳細審議箇所一覧」を御覧ください。現在、画面にも投影しておりますが、一番右側に「監視委員会詳細審議」という項目がございます。そこに○が付いている箇所が、事務局として提案する詳細審議箇所案となります。

それでは、詳細審議箇所の選定の考え方について御説明いたします。

まず、新規評価箇所についてですが、表に記載のとおり、基本的には総事業費が大きい箇所や、近年、新規評価の対象となっていない事業を中心に選定しております。防災・減災対策としての地すべり対策事業では「杵池」を選定しております。地すべり対策事業の新規評価箇所は1箇所のみであることから、この箇所を選定しております。急傾斜地崩壊対策事業の「杉ノ越東山岸」につきましては、近年、新規評価の対象となっていない事業であることから選定しております。また、砂防事業の「別所温泉」につきましては、砂防事業の中で総事業費が最大であることから選定しております。道路事業につきましては、市町村基幹道路整備事業である代行事業「柳瀬」を選定しております。事業費はそれほど大きくありませんが、近年評価の対象となっていないことから選定しております。以上の4箇所を、新規評価箇所における詳細審議箇所として事務局案とさせていただきます。

次に、再評価箇所についてです。砂防事業では、「平沢」を選定しております。こちらは総事業費が大きいことから選定しております。「栃平沢」につきましては、残事業費が大きいことから選定しております。地すべり対策事業の「小松原」につきましては、変更後の事業費の増加率が大きいことから選定しております。急傾斜地崩壊対策事業の「染谷（上田市）」につきましても、残事業費が最大であることから選定しております。河川事業では、「皿川（北町）」を選定しております。こちらは残事業費が最大であることによるものです。また、「黒沢川」につきましては、変更後の事業費増加率が最大であることから選定しております。街路事業では、「東山田」を選定しております。こちらにつきましても、残事業費が最大であることが選定理由です。市町村基幹道路整備事業につきましては、代行事業である「高瀬橋」が再評価対象として1箇所のみであることから選定しております。道路改築事業では、「青木峠バイパス」を総事業費が大きいことから選定しております。また、「安曇野道路」につきましては、残事業費が非常に大きいことから選定しております。農村地域防災減災事業の「千曲川沿岸更北」につきましても、残事業費が最大であることから選定しております。さらに、安曇野市から依頼のございました「明科中川手」につきましても、詳細審議箇所として御審議いただきたいと考えております。

次に、事後評価箇所についてです。中山間総合整備事業の「殿城」につきましても、近年、中山間総合整備事業の事後評価が行われていないことから選定しております。

以上、安曇野市案件を含めまして17箇所を詳細審議箇所として、事務局案として提案させていただきますので、よろしくお願いいたします。

追加でもう1点、今後のスケジュールについて御説明いたします。前年度は、第2回委員会において現地調査を実施しておりました。しかしながら、今年度は御覧のとおり対象箇所数が非常に多くなっております。限られた時間をできるだけ審議に充てるため、事務局といたしましては、今年度は現地調査を実施しない方向で考えております。以上です。

(熊谷委員長)

それでは、まず詳細審議箇所について御審議いただきたいと思います。ただいま事務局から御説明がありましたとおり、新規評価箇所が4箇所、再評価箇所が安曇野市案件を含めて12箇所、事後評価箇所が1箇所提案されております。初めて御参加いただいている委員の皆様には補足いたしますと、詳細審議箇所として選定された案件につきましては、第2回及び第3回の委員会において重点的に審議を行っていただくことになります。そのため、本日の第1回委員会において、第2回、第3回で詳細に審議する箇所を選定していただくという流れになります。

この事務局案につきまして、御意見や御質問がございましたらお願いいたします。

(堀内委員)

初めて参加しており、まだ資料を十分に読み込めていない部分もありますので、的外れな質問でしたら御容赦いただきたいのですが、お伺いします。特に再評価案件についてですが、事業費が大きく増額となっているものを見ると、資料を拝見した限りでは、大きく二つのケースがあるように感じました。一つは、計画変更に伴って事業費が増額しているケース、もう一つは、事業期間の長期化に伴い、物価上昇等を当初の事業費では吸収できず、結果として事業費が増額しているケースです。

そうした中で、計画変更による増額については、その計画変更の内容が妥当であるかどうかを確認する必要があるのではないかと思います。そのため、今回事務局から提案いただいた詳細審議箇所については、そうした計画変更の妥当性を重点的に確認すべき案件が含まれるような考え方で選定されている、という理解でよろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

(事務局)

計画変更となっている案件が全て詳細審議箇所を選定されているわけではありません。今回、詳細審議箇所として選定している17箇所のうち、計画変更案件は2箇所で、いずれも砂防関係事業の急傾斜地崩壊対策事業となっております。

計画変更案件全体では7箇所ございますが、そのうち2箇所を詳細審議箇所として選定しております。堀内委員がおっしゃるように、計画変更の妥当性は重要な視点ではありますが、それだけで選定しているわけではなく、事業費の規模や増加率、残事業費の大きさなども踏まえて、総合的に選定しております。

堀内委員、状況としてはそのような考え方になります。

（熊谷委員長）

堀内委員、いかがでしょうか。

（堀内委員）

分かりました。それは、計画変更自体は行われているものの、事業費への影響がそれほど大きくないため、今回の詳細審議箇所には選定されていない、という理解でよろしいでしょうか。

（熊谷委員長）

おそらく、計画変更の有無だけで選定しているわけではなく、事業費の規模が大きいものや、先ほど事務局から御説明があったように、近年詳細な審議が行われていない事業区分であることなど、さまざまな観点から選定されているのだと思います。また、事後評価につきましても、これまで新規評価や再評価の対象となっていない事業を含め、複数の要件を考慮してスクリーニングを行った上で、今回 17 箇所を抽出していただいているものと理解しております。

（堀内委員）

選定に当たっては、計画変更の有無だけではなくさまざまな要素があるということですね。

（熊谷委員長）

そうですね。堀内委員から御指摘いただいた点は、非常に重要な視点だと思います。そのため、委員の皆様におかれましては、詳細審議箇所として選定されていない案件につきましても、計画変更が行われている箇所については、改めて資料を御確認いただき、何かお気づきの点や御意見がございましたら、お寄せいただければと思います。そうした形で、委員会としてチェックを進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。堀内委員、よろしいでしょうか。

（堀内委員）

ありがとうございます。

（熊谷委員長）

事務局から何か補足やコメントはございますでしょうか。

（事務局）

今、委員長からお話がありましたとおり、資料を御確認いただく中で、この箇所については詳細に審議したいといった案件がございましたら、事務局までお申し出いただければ対応いたしますので、よろしくお願いいたします。

（熊谷委員長）

事務局からも説明がありましたとおり、計画変更案件につきましては、委員の皆様からの御意見や御要望に応じて、今後、詳細審議箇所として追加する可能性もございます。ぜひ資料を御確認いただき、詳細な審議が必要と思われる案件がございましたら、御提案いただければと思います。

いかがでしょうか。ほかに、ただいま事務局から提案のありました詳細審議箇所の選定につきまして、御質問や御意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、第2回及び第3回委員会において詳細審議を行う箇所につきましては、事務局提案のとおり17箇所とすることで進めさせていただきたいと思います。

また、後半に御提案のありました、今年度は現地調査を実施しないという方針につきましても、御了承いただけますでしょうか。

今回は17箇所を2回の委員会で詳細審議していくことになりますので、相当の時間を要することが見込まれます。そのため、各事業の説明に当たりましては、現地調査を実施しないことを前提として、委員の皆様に関地の状況を十分御理解いただけるよう、写真や図面、映像資料など、さまざまな資料を活用しながら丁寧な説明をお願いできればと思っております。

よろしいでしょうか。特に御異論がないようですので、そのような形で進めさせていただきたいと思います。それでは、確認のため、事務局から改めて御説明をお願いいたします。

（事務局）

確認ですが、ただいまの審議の結果、今年度の詳細審議箇所につきましては、事務局提案のとおり、新規評価4箇所、再評価11箇所、事後評価1箇所の計16箇所に加え、安曇野市案件1箇所を含めた計17箇所とし、第2回委員会以降において詳細審議を行うことといたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

（熊谷委員長）

ありがとうございます。それでは、詳細審議箇所につきましては、ただいま御確認いただいた内容のとおり決定させていただきたいと思います。また、本日御説明いただいた案件につきまして、委員の皆様から追加で資料の提出を求めたい事項等がございましたら、お申し出いただければと思いますが、いかがでしょうか。

もっとも、この場ですぐに申し出るのは難しい面もあるかと思っておりますので、今後改めて資料を御覧いただく中で、このような資料があると審議しやすい、この点についてもう少し詳しい資料が欲しいといった御要望がございましたら、事務局まで御連絡いただければと思います。事務局において対応を御検討いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

（４）その他

（熊谷委員長）

それでは、議事の（４）その他について事務局よりお願いいたします。

（事務局）

今後の予定について御説明いたします。次回の委員会では、本日抽出していただきました詳細審議箇所について御審議をお願いいたします。日程につきましては、第２回委員会を８月２０日木曜日に開催したいと考えております。開催時間や審議対象箇所等の詳細につきましては、決まり次第改めてお知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。以上です。

（熊谷委員長）

ありがとうございました。今後の予定を含め、ただいまの事務局からの説明につきまして、御質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、開催時間等の詳細につきましては、後日、事務局から改めて御案内いただくことしたいと思います。そのほか、事務局から連絡事項等はございますでしょうか。また、委員の皆様から、本日の会議全般や今後の予定等を含めて、何か御質問や御意見がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、第１回委員会の議事につきましては、予定しておりました４項目全てを終了とさせていただきます。予定どおりの時間で進行できましたのも、委員の皆様並びに事務局の皆様の御協力のおかげです。ありがとうございました。それでは、進行を事務局にお返しいたします。

（事務局）

本日は、長時間にわたり御審議いただき、誠にありがとうございました。以上をもちまして、令和８年度第１回長野県公共事業評価監視委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。